

寒川町立小・中学校適正化通信

～子どもたちにとって望ましい教育環境をめざして～

第2号 発行／令和4年7月
寒川町教育委員会 教育政策課
TEL：74-1111 内線 511～513
FAX：75-9907



町立小・中学校適正化等基本方針を策定しました。

この度、町立学校が将来、小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本町がめざす教育の実現に向けた一方策として、学校の適正規模・配置等の基本的な考え方を示す「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針は、学校適正化の具体的な計画づくりのための指針となるものです。

基本方針策定においては、住民アンケートなどを参考にしつつ、町立学校に通う児童生徒の保護者や教職員、地域住民や学識経験者による検討委員会において議論が行われました。

今後、より良い計画とするため、みなさまのご意見を伺いながら、検討及び計画を策定してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

基本方針の内容や検討経過、アンケートの詳細については、寒川町のホームページ内で『小・中学校適正化』と検索及びダウンロードすることで、ご覧いただくことができます。

(<http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>)



▶二次元コードはこちら

学校適正化等の基本的な考え方

～将来の寒川の子どもたちにとって、
めざすべき望ましい教育環境づくりを行う～



適正な学校規模

多様な教育活動を展開しやすい学校規模を「適正規模」と定め、本町がめざす学校規模について、3つの視点から整理しました。

- ①社会性等を育む視点 ②指導体制を充実する視点 ③学校を運営する視点

寒川町がめざす学校規模

小学校

クラス替えが可能となる各学年2学級以上

中学校

クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、
国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上



学校の適正化等を進めるにあたっての留意事

■地域への配慮

学校が地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めます。

■児童生徒への配慮

学習・生活環境等の変化に伴う児童生徒の不安等を可能なかぎり軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮します。

■学校の新たな「かたち」づくり

適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりにつなげていくという視点から検討します。

■校舎の安全等

児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

■適正な配置バランス

可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置を目指します。

■通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

～これまでの検討経過～

令和3年10月1日～10月20日	学校適正化に関するアンケート実施
令和3年年11月～令和4年5月	寒川町立小・中学校適正化等検討委員会（全5回）
令和4年3月12日	オンライン地域懇談会 開催
令和4年3月21日～4月20日	寒川町立小・中学校適正化等基本方針（案）に関するパブリックコメント実施
令和4年6月20日	寒川町立小・中学校適正化等基本方針策定

～今後の予定～

- 【検討委員会】令和4年6月～定期的に開催
- 【オンライン懇談会】9月
- 【地域懇談会】令和4年11月下旬～12月上旬
- 【パブリックコメント】令和5年3月

